

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立山北保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 小川 亜矢子	定員（利用人数）： 170名（138名）
所在地： 愛知県小牧市安田町98番地	
TEL： 0568-73-5535	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 昭和51年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市	
職員数	常勤職員： 12名 非常勤職員： 16名
専門職員	（園長） 1名 （保育補助） 1名
	（副園長） 1名 （用務員） 1名
	（保育士） 24名
施設・設備の概要	（居室数） 6室 （設備等） 保育室・遊戯室・調理室
	職員室・医務室・乳児室・トイレ
	園庭

③理念・基本方針

★理念

・法人

保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る

・施設・事業所

【目指す子ども像】豊かな心でよく遊べる子ども

★基本方針

『大好きが増える 笑顔と安心 みんなの保育園』

人と人とのつながりを感じ、よろこび、悲しみを分かち合ったりし、心身ともに豊かな子どもに育つ保育を目指す。

④施設・事業所の特徴的な取組

・やりたいことが増え、やってみたいと思うことが繰り返し、楽しめるようにし室内、外の好きな場所ですまざまに遊べるよう環境や援助を考えている。
・小牧山という自然との触れ合いを活かし、散歩や採集、全身を使った遊びを行うことで五感を使った直接体験を大切にしている。
・子どもたちが『今』経験していることを写真などで伝え、担任と話す機会が少なかったり、外国籍で言葉での理解が難しい保護者とのコミュニケーションや安心となるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4 年 6 月 1 日（契約日） ～ 令和 5 年 2 月 8 日（評価確定日） 【 令和 4 年 11 月 16 日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆事件・事故発生時のマニュアルの完備

「幼児不明」や「不審者侵入」、「怪我・転落」、「水の事故」などが発生した場合のマニュアルには、通報に至るまでの手順が具体的に記載されている。各マニュアルは、ラミネートフィルムで覆って掲示されている。それらのマニュアルに基づき、ロールプレイングを実施して見直しもしている。市の「特別部会」でも話し合い、各園が共有している。不慮の事故に対する体制の整備を高く評価したい。

◆子どもを尊重した保育

子どもを尊重した保育の基本姿勢や理念・保育方針が記載された「保育園経営案」を、全職員が閲覧している。また、人権について全職員がセルフチェックを実施し、更に園内研修をしたまとめを事務室に掲示している。国籍等による言語の違いに対し、「入園のしおり」の「持ち物」のページは、日本語とポルトガル語で記載されており、保護者理解にも積極的に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

◆ボランティア等の受入れ

ボランティアの受入れは、地域社会と保育園（子どもたち）をつなぐ柱の一つとして位置づけられる。また、保育園は地域の社会資源としての役割も担っている。地域に対しての使命や役割を果たすためにも、積極的なボランティアの受入れを期待したい。まずはボランティア受入れの基本的な方針を明確にし、それに沿ったマニュアルの整備が望まれる。保育補助や環境整備（清掃、花壇・畑の管理等）、演芸、福祉体験学習の受入れ等、ボランティアの種類は多岐にわたる。マニュアルの作成に当たっては、それらを包括した汎用性の高いマニュアルとすることが望ましい。

◆自己評価の活用

保育実践を振り返る「自己評価シート」は10月、3月に実施している。普段の保育の中では気づくことのできない保育の良さ、課題等を把握し、改善活動につなげようとの意識の向上にもなっている。しかし、自己評価が職員個々の資質の向上を目的とした活動に留まり、園全体の課題を抽出するような取組みには至っていない。自己評価の結果を集計・分析し、園全体の改善課題の明確化や、保育の専門性の向上に役立つ取組みとなることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり、職員間で保育について振り返りができました。質問事項に対し、「分かっているつもり」「はっきりと答えることができない」ということが明らかになりました。

保育園の環境上駐車場が十分でなく、保護者には短時間での移動をお願いしています。送迎時などに担任と保護者との会話が不十分であることを職員は認識し、少しでも信頼関係を築けるよう、子どもたちの園での様子を写真で掲示する、どんなことで遊んでいるのか短時間で伝えるなどしています。

評価結果を受け、保育園が子育て支援の場であることを再認識し、主体的に遊ぶ子どもの姿を目指し、基本方針であるように保育園という場が大好きと感じてもらえるよう取り組んでいきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員全員が持っている「保育園経営案」の冒頭に、理念と方針が記されている。職員室には理念、保育目標が掲示しており、日ごろ、保護者へ配付する各資料にも掲載している。家族アンケートは90パーセント以上が肯定しており、周知度がうかがえる。理念、保育目標は、各保育室にも掲示することが望ましい。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 市立の園であり、直接園の事業（収益）に関わることはほとんどない。ただし、受け入れる子どもの人数は最大の関心ごとであり、常に地区の出生数は把握している。園児数は減少することなく、入園第一希望園の評価を得ている。保育関係の専門誌「ぜんほきょう」、「保育通信」、「保育士だより」は定期購読して、社会福祉事業の動向を把握している。		
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 市立の園であるため、直接経営資源に関わることはないが、市と一体となって運営をしている。新型コロナウイルス感染症による休園回避のため、市の通達を遵守して感染防止に努めている。園児、職員の体調管理、検温、マスク着用、消毒（遊具、おもちゃ等）を徹底している。今年度は休園しておらず、保育園としての責務を果たしている。		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市が「第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から令和6年度）を策定し、ホームページに掲載している。同小冊子は、市内の公立園に配付されている。計画の基本理念、基本目標を掲げ、・人口の状況、・子どもの人口の状況、・世帯の状況などが分析されている。それらを受け、園独自の中・長期計画を策定することが求められる。		
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「保育所地域活動事業計画」として市の指定様式で作成されている。事業は、・七夕会、・運動会、・新年交流会、・老人福祉訪問を計画している。本事業計画は「事業実施記録」として、活動内容、評価反省、費用などを市へ報告している。次年度以降は「第2期子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、園の中・長期計画を策定し、それに整合させた単年度の事業計画を作成することが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画は、「保育所地域活動事業計画」のほか、「全体的な計画」や「年間行事計画」、「保育所職員研修計画」などで構成されている。毎年、事業計画を策定するときは、前年度の事業計画の実施状況の評価や見直しをするなど、職員と話し合っ決定している。次年度以降は、適切な数値目標を設定し、目標値の達成度を評価することを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「年間行事計画」は、保護者へ配付して周知・理解に努めている。また、「入園のしおり」を配付することで、一時保育事業、保育所地域活動事業、園庭開放事業、休日保育、病児保育、広域入所保育などの周知に努めている。しかし、保護者アンケートの「保護者への事業計画の周知」は、必ずしも高率とは言い難い。家族アンケートの結果を踏まえ、事業計画の周知を図ることを期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保育の質の向上は、「職員のスキルを高める」ことが大切と考えている。職員研修計画は、経験や担当学年を考慮して計画を立てている。行事は企画（案）を出し、実施後は反省会の記録を残している。今後は、企画段階で時系列の動きや準備物などの詳細な計画を立てることを期待したい。実施後は、保護者アンケート等を行って意見を収集し、質の向上に繋げることを期待したい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 第三者評価は初めての受審であるが、毎年4月と11月に「自己評価シート」を使って保育実践を振り返っている。しかし、その結果を分析して課題を抽出し、計画的な改善活動につなげるに至っていない。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」を参照の上、計画的な改善策を実施することを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 公立園であり、園長の役割や責務は市の定めにも則っている。「運営機構及び職務分担」に、組織図と役割が明記してある。年1回は「保育園経営案」を策定する機会に、職員へ周知している。「運営機構及び職務分担」は職員室で、いつでも閲覧できる状態にある。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長は、遵守すべき法令名を口頭で答えている。園長会で話し合ったり、研修の機会には積極的に出席したりしている。市の規程をはじめ関係法令などの遵守に努めており、コンプライアンス意識も高い。今後は「子ども・子育て会議」などで話し合い、遵守すべき関連法令をリスト化して、職員にも分かるように見える化することを期待する。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 現在は、第一希望の保育園として、多くの保護者からの支持を得ている。今後はさらに「選ばれる保育園」のモデル園を目指して、厚生労働省発行のハンドブック「保育をもっと楽しく保育所における自己評価ガイドライン」を参考に、園長の指導力発揮を期待する。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ICT化は市主導で進めている。Wi-Fi環境の整備やパソコン、iPadの設置等である。外国籍の保護者対応として、市の通訳サービスが導入されている。献立表や「園だより」は、保護者のスマートフォンへ電子送信している。職員の負担軽減の観点から、毎週水曜日は時間外勤務をせずに定時退勤を促している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ b ・ c	
<コメント> 職員の採用・確保は市の主導で行われており、職員及び会計年度任用職員ともに、市のホームページで募集をしている。職員採用は市で面接試験を行い、代表の園長が立ち会うことがある。会計年度任用職員の採用も市で面接が行われている。「自己申告制度」を運用しており、これによって就業の意向などを把握している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ b ・ c	
<コメント> 職員（市職員）は市の人事行政に則って管理されている。運営状況は公平性や透明性を高めるため、市のホームページで毎年度公表している。「人事評価マニュアル」は備えてある。人事を総合的に管理していくための課題としては、市の年功序列を基本とした「キャリアパス」、「人事考課」、「目標管理」の3制度を連動して運用することが望ましい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		保16	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 「自己申告制度」で職員の就業の意向など、一人ひとりの意向を把握して労務管理に配慮している。有給休暇は希望を叶え、積極的に取得を推奨している。休暇中や研修中はフリー保育士が入り、安心して職場を離れられる状態にしている。毎水曜日は時間外勤務をせず、定時に退勤している。産前産後休業、育児休業、介護休業制度を設けている。職員への、朝夕の声掛けは欠かさない。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		保17	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 保育士のための「保育ポケットブック」（小冊子）があり、保育士が目指す方向性などが集約されている。職員（保育士）は各自持っている。毎年度、職員は「人事評価シート」、会計年度職員は「人事評価記録書」にて、自己評価、一次評価、二次評価をしている。今後は、今回の自己評価で述べている「目標水準や目標期限の設定」をして、一人ひとりの育成を推進することを期待する。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		保18	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 「保育園職員研修計画」に目的、基本方針、重点目標、ねらいが記されている。計画の作成に当たっては、市の公立園の園長で構成している園長会の中の「研修部会」で話し合っている。研修計画はカテゴリー別に、方法、対象者、講師、実施日などが一覧表にしてある。年度始めに作成し、職員へ回覧して受講希望を聞いている。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		保19	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 「保育園職員研修計画」に沿って、職員が研修に参加している。受講に際しては、職員の希望を叶えたり、園長が指名したりしている。「保育園職員研修受講記録簿」があり、受講者に偏りが起きないように配慮している。研修後は、「研修レポート」を提出すると共に口頭で発表している。研修中はフリー保育士が入り、安心して受講できる状態にしている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		保20	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 実習生の受入れは、「愛知県保育実習連絡協議会」の「保育実習実施要領」に基づいて行っている。実習生の受入れについては、市が窓口になっている。今年度は4人の実習生を受け入れている。今回、実習生受入れに関する文書（手順書）は確認できなかった。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の「評価の留意点」などを参考にして、文書の作成を期待したい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 市のホームページに、「小牧市立山北保育園」のサイトがある。ホームページは市が管理しており、園単独で情報公開することは難しい。毎月の「園だより」においても、一部の情報を公表している。しかしながら、「入園のしおり」に掲載している「その他特別保育事業」などは、潜在的な利用者（未就園児の保護者）へ公開する工夫を提案したい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 物品購入は、「物品購入伺」（副園長起案）に品名、数量、単価、金額等を記入して市へ申請するルールがある。購入先は指名業者としている。今年度より完全なキャッシュレス体制となり、現金は一切管理していない。「園だより」は市が内容をチェックしたあと配信している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ㉔ ・ c	
＜コメント＞ 「入園のしおり」に「保育所地域活動事業」を掲げ、老人福祉施設訪問等の世代間交流、地域における異年齢児交流、保育園卒園児ととの交流、地域の特性に応じた保育需要への対応を主な事業としている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため交流は差し控えている。今後、新型コロナウイルスの収束を見据えて、具体的な実施時期を策定することを期待したい。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ ㉕	
＜コメント＞ 新型コロナウイルスが感染拡大する以前は、学生（中高生）の職場体験などのボランティアを受け入れていた。しかし、ボランティア受入れに関する基本姿勢を示す文書は確認できなかった。「保育所地域活動事業」にも計画はされていない。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」を参照の上、受入れ体制を確立することを期待する。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉖ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園と関わりのある「関係機関一覧表」が職員室に掲げてあり、職員へも周知している。特に、子ども連絡会や保健センター、発達支援センター等の機関と連携している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉖ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の子ども子育て推進会議、市・特別支援教育連携協議会、発達部会、歯の部会、食育推進協議会、教育委員会、保健センター内会議などに、園長の代表が出席している。一時保育や園庭開放の機会にも、未就園児の保護者から保育ニーズを聞き取っている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉖ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市の特別保育事業として、一時保育事業を行っている。保護者の就労や病気等の緊急時に対応している。また、園庭開放事業を行っている。未就園児を対象にして、毎月第2・第3火曜日、10時から11時30分。利用者実績は市へ報告している。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a . b . c	
＜コメント＞ 全職員が「保育園経営案」を閲覧し、そこに子どもを尊重した保育の基本姿勢や理念・保育方針が明示されている。「入園案内」や重要事項の説明資料等にも記載されている。人権について全職員がセルフチェックを行い、基本的な人権の配慮について意識を深めるよう園内研修を行っている。国籍等による文化の違いから「入園のしおり」の「持ち物」を、日本語とポルトガル語で記載する配慮がある。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a . b . c	
＜コメント＞ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルは一部未整備である。子どものプライバシーを守る為におむつ替えには衝立、おもらし時の着替えはトイレの中で行う等の配慮がある。プール時はよしずを立て、シェードを張って外から見えない配慮もしている。保護者には、プライバシー保護と権利擁護に関する取組みとして、写真掲載やSNS等について同意を得ている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a . b . c	
＜コメント＞ 保育園の良さを分かってもらうため、必要な情報は市のホームページや広報等である。入手できるのは市役所「保育課」のみである。コロナ禍により見学は受け入れていないが、月2回の園庭解放は実施している。行事や日常の様子を写真で分かりやすく提供し、園の雰囲気を感じたり話しやすくなるように取り組んでいる。保育園の情報を、他の公共施設等でも入手できるよう検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . b . c	
＜コメント＞ 園長が入園式でパワーポイントを使い、保育の開始・変更等の説明を行っている。保護者からは書面にて同意を得ている。特に配慮の必要な保護者への説明はルール化されていないが、担任は園長、副園長と相談が出来、丁寧に対応できる体制がある。また、今回の受審で改善の課題として認識し、改善に向けて既にルール化する取組みを始めている。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . b . c	
＜コメント＞ 子どもが、市内公立園に転園する際は、幼児は教育に関する記録、乳児は保育の記録を渡す事を園長会で定め、保育の継続性を担保している。民間園や市外への転園先に渡す資料はない。日本スポーツ振興センター災害共済加入者の引継ぎは転園先の園に任せ、問い合わせがあれば資料を送付している。利用終了後の退園児には相談窓口の設置は無く、口頭で伝えるに留まっており、改善を要する。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a . b . c	
＜コメント＞ コロナ禍により、運動会を工夫して行い、帰り際に保護者にインタビューをして感想を聞いている。その記録を残していないので、分析・検討までには至っていない。計画的とは言えないが、すぐに実行できるものは具体的な改善に繋げている。意見を改善につなげる仕組みや基準、子ども自身の満足を把握する仕組みを検討することが望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の体制は整備されているが、分かりやすく説明した掲示物は無い。匿名のアンケートは実施されていない。今年度は2件の苦情解決の事例があり、記録は適切に保管されている。苦情内容から保育の改善は行われているが、苦情を申し出た保護者に配慮した上での公表は実施されていない。職員意識を高める為にも公表し、職員間で保育の質の向上に役立てる事を期待したい。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの日々の相談は、担任が対応して記録している。話し合いが必要な場合、特別な相談室は無いが、事務室や空き部屋を工夫して相談しやすい環境で相談に応じている。保護者が相談したい時や意見が述べたい時、複数の方法や相手を選ぶことが出来る説明文書の配付・掲示がされておらず、早期の改善が望まれる。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見は、担任の判断で副園長や園長に繋いでいる。副園長や園長に繋ぐ場合の基準は、担任の判断に任されている。相談や意見は口頭で対応しており、その際の記録の方法、報告の手順や対応策を定めたマニュアルは無い。意見箱は未設置である。子どもの髪飾りや長いスカートなどは安全面で問題があり、園の方針を伝えて理解を得ている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者は明確ではなく委員会も未設置である。「事故防止対応マニュアル」は整備され、見直しも行われている。ヒヤリハット報告、安全点検、事故報告書等で再発防止に取り組んでいる。しかし、職員に対しての研修が行われておらず、ヒヤリハット報告等を活用して積極的に研修に役立てられたい。園外保育、散歩等のハザードマップを作成することが望ましい。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「感染症マニュアル」があり、「保育ポケットブック」は職員全員に配付されている。新型コロナウイルス感染症は、マニュアル、ポケットブック共に追記されておらず、早期に対応（記載）することが望ましい。コロナ禍のため、子どもの席はアクリル板で仕切っている。保護者への情報提供は、掲示板やアプリ通信等で行っている。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 防災マニュアルとして、心構えや職員の災害別対応等を網羅した小冊子が作成され活用されている。「防災マップ」や「園周辺安全マップ」等も、実情に合わせて改訂されている。子ども、職員の安否確認の方法が決められておらず、全ての職員に安否確認方法が周知されていない。防災計画は整備され、消防署と連携した訓練をしているが、地域との連携は図られていない。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法は「保育ポケットブック」に記載され、全職員に配付されている。これを園内での勉強会や個別指導等で活用し、職員周知を図る取組みは無い。園内で標準的な実施方法の周知方法を考えたいと、改善策を検討しており、周知徹底する取組みに期待したい。また、監査で指摘のあった「避難上支障となるものを置かない」なども周知することが求められる。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 標準的な実施方法が記載された「保育ポケットブック」の見直しは、園長会で行われている。指導計画の日々の保育に直結する項目については、改訂された内容が各園の職員会議やミーティングの場で伝えられている。年間指導計画は半期と年度末に、月週案は月案会議で検証・見直しをして、指導計画に反映させている。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 障害児は3名が在籍し、個別とクラス指導計画双方の関連性を持って作成され、統合保育を行っている。乳児は個別、幼児は集団で月・週案で保育を行っている。6月から記入方法が変わり、パソコン入力となった。支援困難ケースは、教育委員や保健センター等を交えて相談に乗る体制がある。子ども、保護者等のニーズが、個別指導計画に記入されていないケースがみられた。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 指導計画の統一部分（市内公立園の共通部分）の見直しは、園長・副園長会でPDCAサイクルを活用して行っている。しかし、指導計画の見直しにより、標準的な実施方法に反映すべき内容が明確になっていない。子ども・保護者のニーズを反映した保育や、支援が十分でない項目等を整理して、保育の質の向上に関わる課題を明確にすることが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 月案会議、週案会議等で子どもの情報を伝え合っている。会議に参加できない職員は、会議録で確認している。記録する内容や書き方に差異が生じないよう、「保育ポケットブック」を参考にして副園長が個人的に指導している。ネットワークや記録ファイルを通じ、職員間で情報を共有するための仕組み作りを行っている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 市の定めた「個人情報保護規程」があり、保管・保存・廃棄等を規程に従って行っている。情報開示の請求は、あるか否かの確認ができなかった。個人情報の取扱いは、保護者には「入園のしおり」で説明し、必要に応じてその都度話している。個人情報漏洩の対策として、USBメモリーは使用していない。また写真撮影は、保護者の同意を得た子どものみ撮影することとし、肖像権にも配慮している。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（１） 保育の全体的な計画の編成			
	A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「全体的な計画」は、理念・方針に基づいて副園長主任会で作成し、市内公立全園共通である。各園で地域・家庭等の実態に合わせ、また園の特色を考慮して内容を追加して活用している。園では、全職員参画の下で作成しており、経験の浅い職員にとって、確実に保育実践に繋がっている。「全体的な計画」の見直しは年1回行い、次の作成に役立てている。			
A-1-（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（２）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ対策や暑さ対策として各部屋に温湿度計を設置し、エアコンや空気清浄機等を利用して適切な環境となるよう心掛けている。戸外での遊びや水遊び時には、すだれや日除けシェードで覆い、外部から見えない配慮をしている。ドアノブ等は、こまめにアルコール消毒を行っている。部屋はゴザやカーペットを敷き、寛げる空間作りにも取り組み、子どもが心地よく過ごせる場所を確保している。			
	A-1-（２）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの気持ちを受け止め、子どもを受容する保育を心掛けている。人権擁護のセルフチェックを行い、自ら保育を振り返る取組みがある。子どもの普段の様子や一人ひとりの状況に配慮し、朝礼や会議で情報共有を図っている。急かす言葉、制止する言葉を不用意に使っているとの厳しい自己評価はあるが、訪問日には穏やかでありそのような状況は見聞されない。			
	A-1-（２）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 基本的な生活習慣を身につけるために、子どもが理解しやすいよう、箸の持ち方等は個別対応をしたり、イラストや写真等を活用して視覚にも訴えている。また、褒めたり励ましたりして無理なく身に付くようにしている。年齢や子どもの状況に配慮し、具体的な動きを言葉で伝えて見守りながら援助もしている。自らやろうとする気持ちも育てたいとして、新たな取組みが始まっている。			
	A-1-（２）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<コメント> 園庭でビールケースを積み上げ、その上で子ども同士が話し合う姿が飛び込んで来る。時間差で園庭を使用し、次のクラスはビールケースを横に並べて遊びが始まった。積み上げは無理な年齢のようである。コロナ禍によって、地域の方と関わりを持つ機会は少ないが、散歩を通して消防署に立ち寄りたりして、職員と一緒に挨拶をする等、社会のルールや態度を身に付ける機会としている。			
	A-1-（２）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
	A-1-（２）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 1・2歳児の発達上の特徴で、噛みつきや引っかきはある。複数担任制であり、職員間の連携は時間を見つけて話合っている。口唇期、コロナ下でもあり、玩具の消毒は丁寧に行っている。歩くことが楽しみな年齢であり、子どもの自分でやりたい気持ちを受け止め、探索活動が十分に行えるような環境の整備を期待したい。戸外にも目を向け、安全面に配慮した探索活動の環境を整備されたい。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 各年齢共に「保育所保育指針」に示された内容を、生活と遊びを通して総合的に身に付くよう「全体的な計画」や指導計画に盛り込んでいる。コロナ禍によって行事等は計画通りにできないが、感染予防を徹底して運動会は開催できた。子ども達が取り組んで来た共同的な活動等を、就学先の小学校等へ伝える事や、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」とリンクさせて伝える工夫も望まれる。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 障害名が付く子どもが3名在籍し、加配制度で統合保育を行っている。個別指導計画、クラス指導計画を作成し、双方の計画を関連付けて援助している。定期的に保護者と懇談し、家庭の協力の下に支援している。園舎は開設から46年が経過し、障害に応じた滑り止めや段差をなくすなどの合理的な配慮は見られない。専門機関からの助言に留まらず、知識や理解を深めるための職員研修等が望まれる。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 1日の保育の連続性に配慮した指導計画はないが、子どもが自らやりたい遊びが出来るよう、在園時間を考慮して穏やかな雰囲気作りに努めている。しかし、季節感や年齢にあった遊び、玩具等の計画性はない。職員間の引継ぎはノートや口頭で行い、怪我等の説明は直接担任からもある。引継ぎの連絡事項は「引継ぎノート」を活用し、確実なコミュニケーションを図っている。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 幼保小連絡会があり、園の職員と小学校教諭とで年に1度グループ討議を行い、幼稚園の公開保育を通して意見交換を行っている。しかし、記録は参加した職員止りである。「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10」については、小学校とは共有しておらず、職員が子どもの育ちを感じる取組みとするに留まっている。入学説明会には親子で参加し、小学校以降の生活に見通しが持てる機会としている。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルは一部未整備であるが、保健に関する計画は作成されている。職員はISDN（乳幼児突然死症候群）の知識を有し、午睡中のチェックを適切に記録している。保護者には、ISDNについて記録することを手紙で知らせている。予防接種の受診等は自己申告制で、新年度には再確認をしている。保健計画については、全職員への周知が望まれる。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 健康健診・歯科健診の結果は、職員会議で全職員に周知されている。また、保護者には診断結果を連絡帳に記載し、受診の必要な子どもには結果用紙で知らせている。受診結果を保健計画に反映させ、コロナ禍ではあるが十分な予防をして歯磨き指導や食生活指導に繋げている。今後も、子どもたちの健康に対する手厚い取組みの継続を願いたい。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<コメント> アレルギー児や慢性疾患の子どもを入園前のアセスメントで把握している。医師の診断の下に調理員と担任、保護者とが面談し、適切な対応を行っている。食事提供に際しては、机は一人用、お盆・名札は顔写真で対応し、誤食事故を防いでいる。宗教上の理由で食べられない子どもにも、同様に対応している。食べながらの登園は園長が門前でチェックし、職員はエビペンまで習得している。			

A-1-（４） 食育、食の安全		
A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉖ ・ ｂ ・ ｃ
<コメント> 食育計画が作成され、年齢別の指導計画の下に食育の活動をしている。保健部会が「もぐもぐ通信」を発行し、人気メニューのレシピを載せて家庭との連携にも役立てている。子どもが育てて収穫した野菜を給食の食材として利用し、給食サンプルを展示する等、食に興味や関心を持つよう取り組んでいる。保護者から食に関する相談もあり、適切に対応している。		
A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	ａ ・ ㉗ ・ ｃ
<コメント> 「衛生管理マニュアル」があり、食中毒への対応は整備されている。給食のサンプル提示は、保護者アンケートで96パーセントと高い評価を受けた。直近の行事食は、ハロウィンでお化けオムライスを提供し、子どもたちは大喜びであった。しかし、調理員や栄養士が子どもたちと関わりを持つ機会が無く、その喜びを直接感じる事は出来ない。食事の様子や子どもの声を聴く機会を設けられたい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携		
A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	ａ ・ ㉘ ・ ｃ
<コメント> コロナ下、乳児は10月に参観を行い、保護者から「楽しかった」、「子どもの成長が見られた」との喜びの声が届いた。職員にも不安はあったが、保護者の満足した姿に「やって良かった」という声となった。園行事は、保育の意図や内容について、保護者理解を得る機会でもある。保護者との情報交換の記録がないが、記録に残す基準を作って「園便り」や「クラス便り」等で知らせる事が望まれる。		
A-2-（２） 保護者の支援		
A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	ａ ・ ㉙ ・ ｃ
<コメント> 登降園を利用して保護者とのコミュニケーションを図っている。保護者への支援の一つとして育児相談に取り組んでいる。その相談内容の口頭報告はあるが、記録には残されていない。記録を残すことは保育の継続性を担保する上でも必要であり、記録に残す仕組み（基準）を作り、相談を受けた職員が適切に対応できるよう、困った時には上司等から助言が得られる体制作りが望まれる。		
A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	ａ ・ ㉚ ・ ｃ
<コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備されている。現在虐待等権利侵害が疑われる事例は3件ある。早期発見・早期対応が求められる今、全職員で日々の観察で普段と異なる状況があれば副園長や園長に報告している。しかし、保護者の精神面の変化に気づく事や児童相談所等の専門機関との連携を密に図る事が不足している。マニュアルに基づく研修を行い、早期発見・早期対応に心掛けられたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	ａ ・ ㉛ ・ ｃ
<コメント> 保育実践を振り返る「自己評価シート」は、10月と3月に実施している。一人では気づけない保育の良さ、課題の確認をして、意識の向上にもつながっている。しかし、職員個々の自己評価が園全体の課題を抽出するような取組みには至っていない。自己評価の結果を集計・分析し、園全体の改善課題の明確化や、保育の専門性の向上に役立つ取組みとなることを期待したい。		